

大 通 達 甲 （ 警 ） 第 2 5 号
令 和 7 年 5 月 2 1 日

簿 冊 名	例規（1年）
保存期間	1年

本 部 各 課 ・ 所 ・ 隊 長
警 察 学 校 長 殿
各 警 察 署 長

警 察 本 部 長

総合的な福利厚生施策の推進について（通達）

近年、個々の警察職員（以下「職員」という。）の置かれている環境や働き方に対する意識等が多様化する中で、職員一人一人にとって働きやすく、それぞれの力を十全に発揮できる環境の構築に向けた福利厚生施策の推進がより一層重要となっている。

県警察においては、幹部職員を始めとする全職員が、職員の心身の健康は組織の財産であり、職員の健康の保持増進等のため福利厚生施策に積極的に取り組むことは職員の活力の向上や組織の活性化をもたらし、精強な警察力の維持向上に資するものであるとの認識の下、「心身の健康上の理由で退職や長期休業する者を一人も出させない」という強い意志を持ち、一丸となって福利厚生施策の推進に取り組んでいかなければならない。

そこで、社会情勢の変化と組織の現状を踏まえ、総合的な福利厚生施策の推進に係る取組方針を下記のとおり示すので、積極的に実施されたい。

記

1 総合的な福利厚生施策の推進基盤の整備

(1) 現状の分析と課題の明確化

総合的な福利厚生施策を網羅的かつ計画的に推進するため、警務部厚生課において、組織及び職員の現状を的確に分析した上で、現に抱えている又は将来的に想定される課題を明確化し、その解決に向けた長期的・短期的な目標を具体的の設定の上、適宜その効果の検証を行い、より実効性のある各種福利厚生施策を立案するとともに、各施策の実施を推進すること。

(2) 部門横断的な施策の推進

福利厚生に係る取組の実効性を確保するためには、部門横断的な連携の下、組織一体となって施策を推進する必要があることから、前記(1)に規定する各種福利厚生施策の立案及びその実施に当たっては、各所属の実情に沿った課題を洗い出した上で、警務部厚生課、警務部警務課その他の関係所属における協力・連携の強化を図るほか、警察共済組合等の福利厚生団体が行う各種事業との積極的な連携にも配慮すること。

2 環境等の変化・多様化や組織の課題を踏まえた健康管理対策及び安全管理対策の推進

(1) 所属長の責務

高齢職員や女性職員の増加等に伴い、年代や性差等に応じた健康課題への取組や仕事と治療の両立への支援が求められている。さらに、気候変動や災害の多発等に伴い、過酷な環境で勤務に従事する職員の健康や安全の確保も喫緊の課題となっている。

ことなどから、職員の多様な事情や各種環境等の変化を的確に踏まえた職員の心身の健康管理対策及び安全管理対策（以下総称して「健康安全管理対策」という。）を推進する必要がある。

これを踏まえ、各所属長は、各級幹部職員を始めとする全職員に対し、職員の健康は警察組織の財産であり、健康安全管理対策は組織全体で取り組むべき重要課題であることを改めて認識させた上で、必要な推進体制を整備し、職員の健康・安全に関する課題の解決に資する施策の実施を組織的かつ計画的に推進すること。

(2) メンタルヘルス対策の推進

メンタルヘルス不調の背景には、業務の量や性質に伴う負担のほか各種ハラスメントや職場における人間関係を含む職場環境、家庭生活や自身の健康問題等に関する悩みなどが深く関わっており、誰もがメンタルヘルス不調に陥る可能性があること、一方で職場の有害なストレス要因の軽減・除去を図り、職員が健康かつ意欲的に働くことができる職場環境を整えることは、仕事に対する誇りや活力を向上させ、離職防止や優秀な人材の確保、組織の活性化等にもつながることから、メンタルヘルス対策は健康管理対策の中で最優先で取り組むべき課題と捉え、メンタルヘルス不調の予防や早期発見、休業者の職場復帰支援等の総合的な対策を推進すること。

(3) 生活習慣病対策の推進

生活習慣病対策については、特に男性警察官において、肥満の有所見率が成人国民よりも遥かに高い水準であるなど、依然として健康管理上の課題が認められる。また、喫煙（受動喫煙を含む。）及び多量飲酒は各種生活習慣病の重大な危険因子であるが、その依存性の強さから自助努力による改善には限界がある。このため、不規則な勤務の中でも食事や運動、睡眠等に係る適正な生活習慣を確立するための指導・助言や、禁煙及び減酒を中心とした生活改善の支援を組織的に推進すること。

(4) 安全管理対策の推進

警察活動が多様化する中で職員の安全を確保し、公務災害を防ぐためには、各業務の特性から生じる職場のあらゆる危険性又は有害性を事前に除去し、及び低減するための措置を講ずる必要があることから、業務主管課と警務部厚生課が密接に連携して、公務災害が生じないよう安全管理対策を推進すること。

3 組織的な生活支援の推進

(1) ピアサポート制度等の活用

職員個々の事情に応じた生活支援を一層効果的に推進するとともに、全ての職員が働きがいを持って業務に取り組むことができる環境づくりに資するための基盤整備の一環としてピアサポート制度（大分県警察職員ピアサポート実施要綱（令和2年2月25日付け大通達甲（警）第2号別添）に規定するピアサポートの制度をいう。）や部内外の相談窓口を引き続き活用し、全ての職員が必要な情報にアクセスしやすい環境整備に配慮すること。

(2) 生涯生活設計支援

近年、社会経済情勢の変化に伴い、社会の価値観や国民のライフスタイルが一層多様化しているほか、家計の金融資産を投資により有効活用するための各種資産形成制度が導入されるなどの動向がみられる。また、国を挙げた働き方改革や仕事と子育て

・介護の両立支援等の推進により、仕事と家庭生活との関わりにも更なる変化が生じ得る情勢を迎えている。

このような情勢下において、職員が生活基盤を安定させ、現在又は将来の家庭生活に関する不安を抱えることなく日々の職務に専念できるようにするため、各種研修等を通じて時代の変化に即した各種制度の周知や情報提供を積極的に行い、職員の家庭経済を中心とした生涯生活設計支援を引き続き充実させること。また、働き方改革の更なる促進に向け、仕事と子育て・介護の両立支援等について、職員の多様なニーズの把握に努め、効果的な取組を推進すること。

(厚生課健康管理係)

(警務課働き方改革係)